

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)</p> <p>第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十五万円</u>とする。</p> <p>2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>二十万円</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)</p> <p>第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十三万円</u>とする。</p> <p>2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>十九万円</u>とする。</p> <p>3 略</p>